

営繕工事における猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法 Q & A

問 1 本試行を実施する目的を教えてください。

(答)

営繕工事においては、令和 6 年度より、猛暑による作業不能日数を考慮した工期を設定し、それに応じた共通費を計上してきました。

営繕工事の実態を調査したところ、適宜、休憩を取りながら作業をするなどの猛暑対策が一般的であったため、作業中断等に伴う作業効率の低下を考慮して、猛暑による労務費の増加費用を積算する試行をすることとしたものです。

問 2 試行通達の「表 1 標準的な労務費構成割合」に掲載のない用途の施設の工事の場合は、標準的な労務費構成割合としてどの値を使用すればよろしいでしょうか。

(答)

試行通達の表 1 は官庁営繕において建設することが多い用途の施設について記載しております。表 1 以外の用途の施設を建設する場合は、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」をご参照ください。

問 3 改修工事における猛暑による労務費の増加費用の算定においても、標準的な労務費構成割合を適用してよろしいか。

(答)

適用して差し支えありません。

問 4 例えば 12 月末の工期を 2 月末に延長するなど、猛暑に影響されないと考えられる期間での工期の変更や工事内容の追加を行う場合も、猛暑による労務費の増加費用の変更は必要でしょうか。

(答)

工期を変更した場合や工事費のうち労務費相当額に変更が生じた場合等には、猛暑による労務費の増加費用の変更を行うものとしています。